

四 事務所の所在地	港区三田五丁目及び白金一丁目各地内
五 設立認可の年月日	令和七年七月十一日
六 事業年度	四月一日から翌年三月三十一日まで
七 公告の方法	事務所の掲示板のほか、施行地区内の組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限	令和七年八月九日

●東京都告示第七百八十二号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年七月十一日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医

四 罰則の適用	この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
三 失効年月日	令和七年七月十三日
二 失効年月日	令和七年七月十三日

【別表】

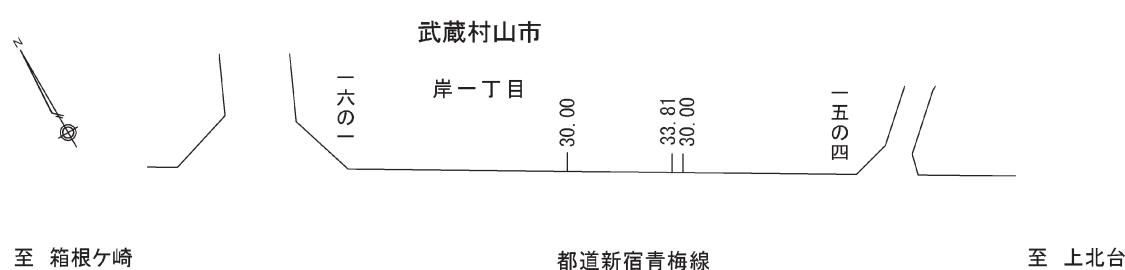
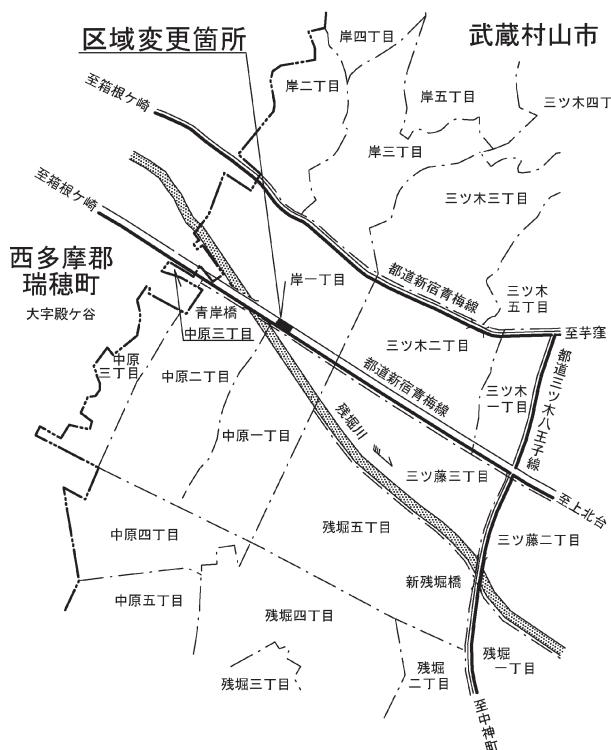
	化学名	通称名
(1)	1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	C y p u t y l o n e , N-C y c l o h e x y l m e t h y l o n e
(2)	2-{2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類	N-D e s e t h y l e t o n i t a z e n e
(3)	(8R)-6-アリル-N,N-ジエチル-1-(チオフェン-2-カルボニル)-9,10-ジデヒドロエルゴリーン-8-カルボキシアミド及びその塩類	1 T - A L - L A D

別図

● 東京都告示第七百八十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

都道新宿青梅線区域変更略図
武藏村山市中原一丁目地内

都道
編入区域
延長
面積
一六・五〇メートル
二八・七三平方メートル



至 箱根ヶ崎

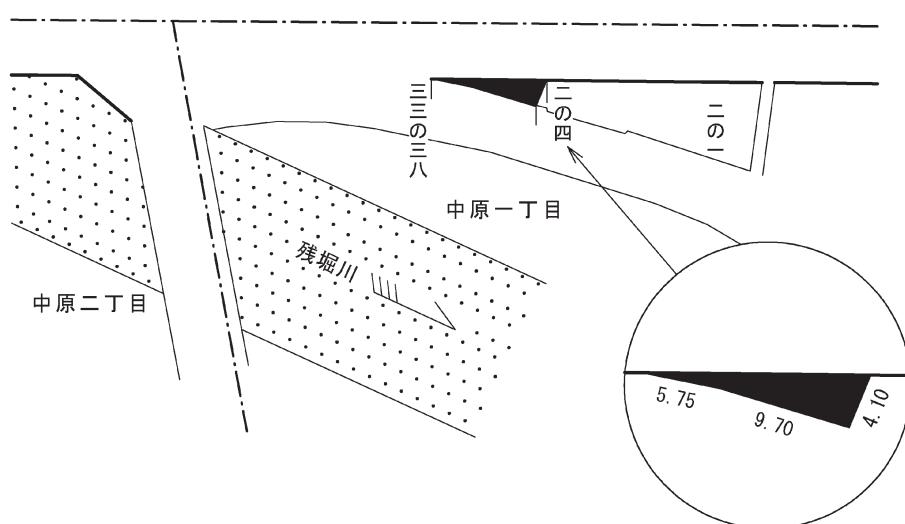
都道新宿青梅線

至 上北台

その関係図面は、令和七年七月十一日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年七月十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 新宿青梅
二 變更の区間 武藏村山市中原一丁目二番四地先から同
所三十三番三十八地先まで
三 變更の概要 別図表示のとおり



別
図

● 東京都告示第七百八十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年七月十一日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

都道國立停車場恋ヶ窪線
都道所沢府中線
国分寺市西恋ヶ窪三丁目地内
区域変更略図

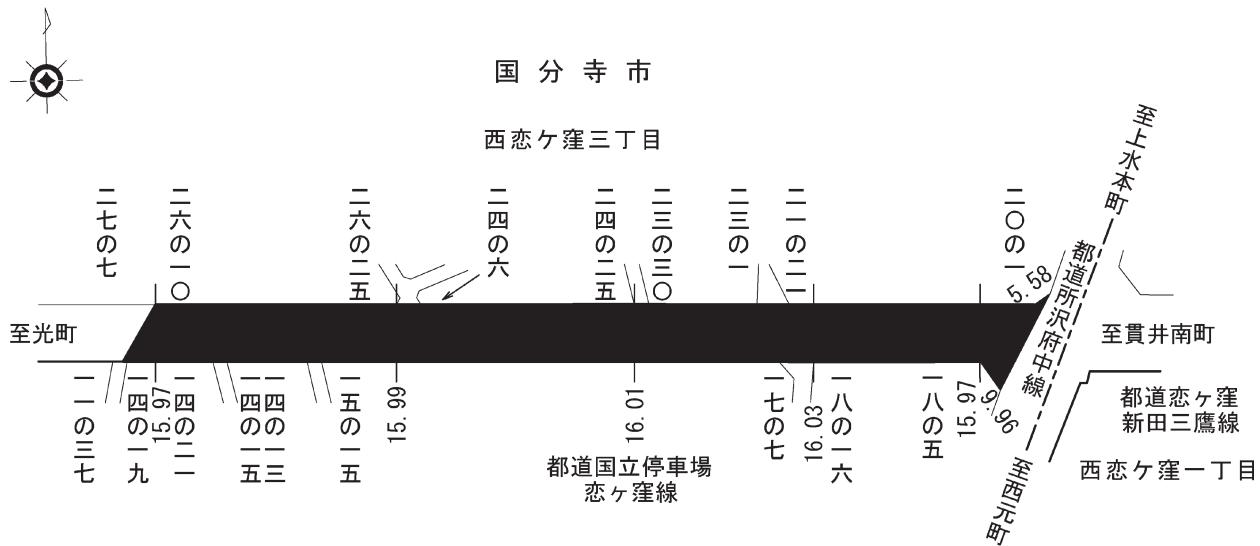
計画線	重用編入区域	編入区域	都道國立停車場恋ヶ窪線
面積	(2) 都道所沢府中線(都道國立停車場恋ヶ窪線との重用編入)	延長	二六〇・四九メートル
面積	(1) 都道國立停車場恋ヶ窪線	面積	四〇四七・五〇平方メートル
面積	延長	面積	一四七・四一平方メートル



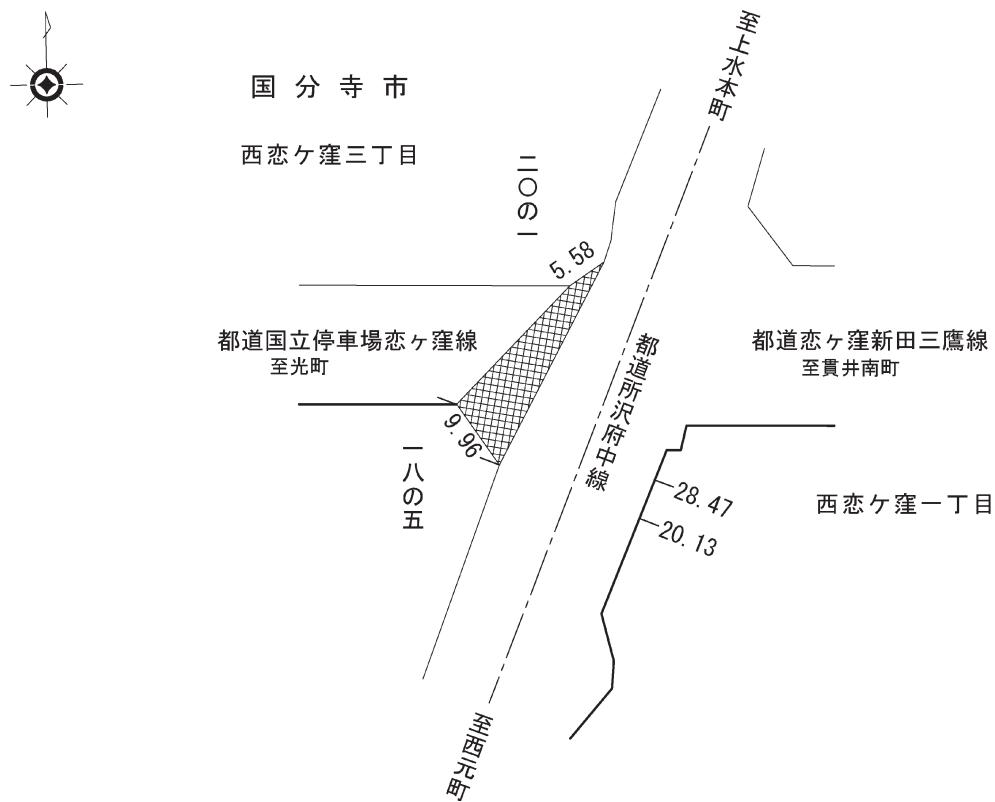
令和七年七月十一日	東京都知事 小池百合子
(一) 路線名	国立停車場恋ヶ窪線
(二) 変更の区間	国分寺市西恋ヶ窪三丁目十四番十九地 から同所二十番一地先まで
(三) 変更の概要	別図表示(1)のとおり

二(一) 路線名	所沢府中
(二) 変更の区間	国分寺市西恋ヶ窪三丁目二十番一地先 から同所十八番五地先まで
(三) 変更の概要	別図表示(2)のとおり

(1) 都道国立停車場恋ヶ窪線



(2) 都道所沢府中線



発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。